

「令和 8 年度債権回収における対人折衝研修」仕様書

研 修 科 目	令和 8 年度債権回収における対人折衝研修
研 修 目 的	債権回収における対人折衝による交渉術の向上を図る (研修のねらい) ・ 電話や面接により催告を行う際の債務者との対人折衝による交渉の重要性を学び、より積極的に取り組むように意識の向上を図る。 ・ 債務者との対人折衝に対する苦手意識を払拭する。 ・ 債務者との対人折衝に関する基本的技術、有利に交渉を行うための心理的テクニック、戦略的な交渉方法を身に付ける。
到 達 目 標	・ 債権回収における対人折衝による交渉術を身に付けることにより、文書催告より高い効果が期待できる電話や面接等による催告の取組実施件数を増やす。 ・ 債務者との対人折衝による交渉の苦手意識を無くす。
受講対象者	債権回収業務に従事する職員
受講予定人数	約 30 ～ 50 人程度
研 修 時 間 研 修 日 数	午前 9 時 30 分～午後 5 時（予定） 1 回実施
会 場	京都市役所分庁舎会議室（予定）
実施予定時期	令和 8 年 11 月中旬から 12 月頃を想定
研 修 方 法	講義、グループワーク等
予 定 価 格	250,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） ※ 予定価格には、交通費・宿泊費等の諸経費を含むものとします。 ※ 提案金額は、予定価格以下にしてください。
そ の 他 取 扱 事 項	(1) 受託者は、研修受講者に配布する資料を作成し、研修実施予定日の 2 週間前までに電子メールにより、行財政局管財契約部資産管理課まで提出すること。 (2) 研修の実施予定時期及び研修内容の詳細等については、契約後、本市と協議のうえで決定すること。

**「令和 8 年度債権回収における対人折衝研修」に係る
受託候補者評価基準等について**

本受託候補者評価基準は、提出された提案内容等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものです。

審査委員は、提出された企画提案書について次のとおり評価し、全ての審査委員の評価の平均点が最も高いものを受託候補者として選定します。

1 審査委員

- ・ 行財政局管財契約部資産管理課長
- ・ 行財政局管財契約部資産管理課債権回収促進係長
- ・ 行財政局管財契約部資産管理課債権回収促進担当係員

2 評価基準（評価項目及び配点）

評価項目	評 価 事 項	評価点
講師評価 (45点)	① 債権管理回収業務に関する知見があり、有益な指導を実施することが可能か。	20点
	② 受託者を引き付けるセールスポイントがあるか。	15点
	③ 過去5年間に、債権回収における対人折衝研修に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	10点
企画内容 評 価 (45点)	④ 本研修に、債権回収における対人折衝に係る効果的な手法・技法を盛り込み、受講者が債権回収の交渉を行うにあたって、実践的で効果の高い企画内容か。	15点
	⑤ 受講者を惹きつける創意工夫のされた提案で、より多くの者を効率的に受講させる企画内容か	15点
	⑥ 本研修の趣旨及び目的を理解し、仕様書の内容を反映した企画内容であるか。	15点
見積金額 (10点)	見積額及び見積経費項目は妥当か。	10点

3 その他

- (1) 審査委員は、上記の評価項目により企画提案書を評価します。
- (2) 提出された企画提案書のうち、予定価格を超えているもの及び企画提案書に虚偽の記載があったものについては、失格とします。
- (3) 提案者が一者のみであっても、平均点が60点を超えた場合は、受託候補者として選定します。